

【契約の概要調書】

(契約件名)																																	
廃液の収集運搬及び処分(単価契約)																																	
契約の概要																																	
<p>本件は、海洋観測の分析で発生する廃液を、法律・法令等に則って適切に収集運搬及び処分することを目的とする。</p>																																	
<p>廃液の種類</p> <table border="0"> <tr> <td>無機廃液</td> <td>塩化マンガンなど</td> <td>2,600L</td> </tr> <tr> <td>カドミウム廃液</td> <td>カドミウムなど</td> <td>1,420L</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水銀廃液</td> <td>塩化水銀()</td> <td>3,240L</td> </tr> <tr> <td>塩化水銀()、リン酸など</td> <td>2,000L</td> </tr> <tr> <td>塩化水銀()、m-クレゾールパープル(mCP)など</td> <td>1,260L</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有機溶剤</td> <td>ジメチルホルムアミド</td> <td>80L</td> </tr> <tr> <td>ヘキサン</td> <td>15L</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハロゲン系有機廃液</td> <td>Ag など</td> <td>80L</td> </tr> <tr> <td>クロロホルム</td> <td>25L</td> </tr> <tr> <td>塩化スズ</td> <td>塩化スズ()、硫酸</td> <td>0.2L</td> </tr> <tr> <td>エタノール</td> <td>エタノール</td> <td>80L</td> </tr> <tr> <td>ヨウ化カリウム(臭化カリウム、リン酸水素ナトリウム)混合溶液</td> <td>一部ヨウ化カリウムで飽和</td> <td>20L</td> </tr> </table>		無機廃液	塩化マンガンなど	2,600L	カドミウム廃液	カドミウムなど	1,420L	水銀廃液	塩化水銀()	3,240L	塩化水銀()、リン酸など	2,000L	塩化水銀()、m-クレゾールパープル(mCP)など	1,260L	有機溶剤	ジメチルホルムアミド	80L	ヘキサン	15L	ハロゲン系有機廃液	Ag など	80L	クロロホルム	25L	塩化スズ	塩化スズ()、硫酸	0.2L	エタノール	エタノール	80L	ヨウ化カリウム(臭化カリウム、リン酸水素ナトリウム)混合溶液	一部ヨウ化カリウムで飽和	20L
無機廃液	塩化マンガンなど	2,600L																															
カドミウム廃液	カドミウムなど	1,420L																															
水銀廃液	塩化水銀()	3,240L																															
	塩化水銀()、リン酸など	2,000L																															
	塩化水銀()、m-クレゾールパープル(mCP)など	1,260L																															
有機溶剤	ジメチルホルムアミド	80L																															
	ヘキサン	15L																															
ハロゲン系有機廃液	Ag など	80L																															
	クロロホルム	25L																															
塩化スズ	塩化スズ()、硫酸	0.2L																															
エタノール	エタノール	80L																															
ヨウ化カリウム(臭化カリウム、リン酸水素ナトリウム)混合溶液	一部ヨウ化カリウムで飽和	20L																															
<p>引渡予定日と処理数量</p> <p>廃液の引渡は、次の3回に分けて実施する。</p> <p>第1回 平成27年 6月26日(金) 約4t</p> <p>第2回 平成27年 10月23日(金) 約4t</p> <p>第3回 平成28年 1月15日(金) 約4t</p>																																	
<p>履行期限</p> <p>搬出を実施した日から3ヶ月以内に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票を提出すること。ただし、最終履行期限は、平成28年3月31日(木)とする。</p>																																	
<p>引渡場所</p> <p>気象庁地球環境・海洋部海洋気象課(地下1階荷搬出入口)</p> <p>東京都千代田区大手町1-3-4</p>																																	
<p>注意点等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加方式確認書類の提出期限 平成27年4月7日(火)17時まで ・最低価格落札方式 ・電子入札対象案件 ・電子調達システムのURL及び問い合わせ先 <p>電子調達システム https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/</p> <p>電子調達システムヘルプデスク 電話：0570-014-889</p>																																	

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 件名 | 廃液の収集運搬及び処分（単価契約）（電子入札対象案件） |
| (2) 履行内容 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行場所 | 気象庁 |
| (4) 履行期限 | 平成28年3月31日 |

2. 競争に参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可証（廃酸）等及び第14条第4項に基づく産業廃棄物処理業の許可証（廃酸）等を取得していること。
- (5) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区大手町1-3-4
気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係
03-3212-8341（内線2184）

4. 入札説明書等の交付期間等

- (1) 交付期間 平成27年3月24日から平成27年4月6日 17時まで
- (2) 交付場所 上記3.に同じ
- (3) 交付方法 電子データで交付する（電子媒体（USBメモリー、CD-R）要持参）。

5. 証明書等提出期限等

- (1) 提出期限 平成27年4月7日（火）17時
- (2) 提出書類
(A) 電子入札方式 証明書等（資格審査結果通知書等）及び確認書
(B) 紙入札方式 証明書等（資格審査結果通知書等）及び紙入札方式参加願

6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3.まで持参すること。
- (2) 入札書の締め切り 平成27年4月14日（火）16時
- (3) 開札日時・場所 平成27年4月15日（水）16時 気象庁総務部613共用会議室

7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8. その他

- (1) 2.に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札決定後、契約書を作成する。

平成27年3月24日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 鈴木昭久